

史跡金山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡金山城跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 史跡金山城跡の保存・管理及び活用の基本的な方針を定める保存活用計画の策定に当たり、委員の専門知識を反映させるため、策定委員会を設置する。

(任務)

第3条 策定委員会は、保存活用計画の策定に関し、専門的な立場から検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、就任の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 策定委員会は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会文化財課が行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。